

議会の委任に基づく専決処分について

【報告案件1】

1 和解(示談)の相手方
富士通リース株式会社

2 事件の概要

平成27年11月26日付けで締結した中野区住基ネットシステムに係る統合端末等の賃貸借契約について、区の申出により令和元年12月31日付けで解除された。これにより、相手方は当該統合端末等の賃借料残額相当額の損害を被った。

3 和解(示談)の要旨

区は、本件契約の解除により、相手方が被った損害573,350円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

4 和解(示談)成立の日

令和2年(2020年)1月28日

5 区の賠償責任

本件は、区の申出により本件契約が解除されたものであり、相手方が被った損害の全額について、区が賠償責任を負うものと判断した。

6 損害賠償額

本件による相手方の損害額は、中野区住基ネットシステムに係る統合端末等の賃借料残額相当額の合計573,350円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。

7 事件後の対応について

機器の賃貸借において、機器の仕様の動向について十分に留意することとした。

【報告案件2】

1 和解(示談)の相手方
富士通リース株式会社

2 事件の概要

平成29年4月1日付けで締結した中野区住基ネットシステムに係る統合端末等増設分の賃貸借契約について、区の申出により令和元年12月31日付けで解除された。これにより、相手方は当該統合端末等増設分の賃借料残額相当額の損害を被った。

3 和解(示談)の要旨

区は、本件契約の解除により、相手方が被った損害24,138円について、

相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

4 和解（示談）成立の日

令和2年（2020年）1月28日

5 区の賠償責任

本件は、区の申出により本件契約が解除されたものであり、相手方が被った損害の全額について、区が賠償責任を負うものと判断した。

6 損害賠償額

本件による相手方の損害額は、中野区住基ネットシステムに係る統合端末等増設分の賃借料残額相当額の合計24,138円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。

7 事件後の対応について

機器の賃貸借において、機器の仕様の動向について十分に留意することとした。

【報告案件3】

1 和解（示談）の相手方

三井不動産リアルティ株式会社

2 事故の概要

(1) 事故発生日

令和元年（2019年）10月18日

(2) 事故発生場所

東京都中野区弥生町三丁目17番 三井のリパーク中野弥生町3丁目第6駐車場敷地内

(3) 事故発生状況

区の職員が、公園管理業務のため、事故発生場所の相手方が管理する駐車場に庁有車を駐車しようとしたところ、ブレーキとアクセルを踏み誤り、当該庁有車の後部が当該駐車場の敷地内に設置されていた分電盤及びブロック塀に衝突した。この事故により、当該分電盤の背板及び電源ポール並びに当該ブロック塀が破損した。

3 和解（示談）の要旨

区は、本件事故により、相手方が被った損害438,603円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

4 和解（示談）成立の日

令和2年（2020年）2月4日

5 区の賠償責任

本件事故は、庁有車を運転していた区の職員がブレーキとアクセルを踏み誤ったことにより発生した事故であり、相手方が被った損害の全額について、区が賠償責任を負うものと判断した。

6 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は、破損した分電盤の背板及び電源ポール並び

にブロック塀の修理費の合計438,603円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。

7 事故後の対応について

- (1) 所属長から関係職員に対し本件事故について嚴重に注意をするとともに、安全運転講習会を受講させることとした。
- (2) 所属長から庁有車を運転する職員全員に対し注意喚起をするとともに、安全運転講習会の受講を促した。

【報告案件4】

1 和解（示談）の相手方

中野区民

2 事故の概要

(1) 事故発生日

令和元年（2019年）11月19日

(2) 事故発生場所

相手方自宅所在地

(3) 事故発生状況

区の職員が、食品衛生監視業務のため、事故発生場所向かいの駐車場に庁有車を駐車しようとしたところ、ギアの操作を誤り、当該庁有車の前部が事故発生場所に設置されていた相手方所有のブロック塀に衝突した。この事故により、当該ブロック塀の一部が破損した。

3 和解（示談）の要旨

区は、本件事故により、相手方が被った損害231,353円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

4 和解（示談）成立の日

令和2年（2020年）2月18日

5 区の賠償責任

本件事故は、庁有車を運転していた区の職員がギアの操作を誤ったことにより発生した事故であり、相手方が被った損害の全額について、区が賠償責任を負うものと判断した。

6 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は、破損したブロック塀の修理費の合計231,353円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。

7 事故後の対応について

- (1) 所属長から関係職員に対し本件事故について嚴重に注意をするとともに、安全運転講習会を受講させた。
- (2) 所属長から庁有車を運転する職員全員に対し注意喚起をするとともに、安全運転講習会の受講を促した。